

平成28年度国土交通省税制改正概要

I. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

都市の競争力・魅力の向上

- ①低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、現行の市街地再開発事業に対し講じられている税制特例について、制度改正により創設される既存ストック活用エリア(個別利用区)に権利変換される場合にも適用を拡充
 - ・所得税・法人税等:権利変換において従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例、清算金を取得した場合の代替資産取得特例又は5,000万円特別控除等
 - ・登録免許税:事業の施行に必要な登記について非課税
- ②都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する所要の措置を検討

II. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 民間都市開発推進機構の行う業務(支援限度額が拡充された共同型都市再構築業務)を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税・法人住民税・事業税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

2. 他省庁主管

- 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための特例措置の創設(登録免許税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和